

令和 7 年度

第 3 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 6 月 5 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請と
それに伴う農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について

議案第 7 号 農業委員会委員の辞任の同意について

議案第 8 号 農業委員の補充要望について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則		○	16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		20	小次 啓二	○	
8	寺西 玉実	○		21	天根 公昭	○	
9	森兼 貢	○		22	青才 弘江	○	
10	前田 耕廣	○		23	佐々木 英明	○	
11	宮崎 譲	○		24	榮田 明美	○	
12	竹森 達	○					

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加		○	主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和7年度第3回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、4番増谷委員、17番渡邊委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 8番寺西委員さん、9番森兼委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に追加議案と訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	○追加議案 ・議案第7号として「農業委員会委員の辞任の同意について」 ・議案第8号として「農業委員の補充要望について」 を追加議案としております。 ○訂正 ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 受付番号12：譲受後の予定耕作面積に誤りがあったため正しい数値に訂正。 ・議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 受付番号8：農地種別に誤りがあったため正しい表記に修正。 以上、訂正しております。
議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号9から16の8件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)

議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 9 から 16 の 8 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 9 から 16 の 8 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 第 2 号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 本市農業振興課から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画原案について意見を求められています。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、2 年契約が 1 件 4,685 m²、4 年契約が 3 件 11,882.47 m²、5 年契約が 5 件 28,997 m²、6 年契約が 2 件 9,500 m²、9 年契約が 2 件 13,510 m²、10 年契約が 7 件 42,839 m²で合計 20 件 111,413.47 m²となっております。詳細は、議案資料 1 ページから 42 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者、もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。

事務局員 (本庁)	以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号7から10の4件について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号7 位 置 等：説明資料6, 7～16 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 受付番号8 位 置 等：説明資料6, 17 ページに記載 転用事由： 駐車場 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要

事務局員 (本庁)	受付番号 9 位 置 等：説明資料 6, 18～22 ページに記載 転用事由：蓄電池システム設置用地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要 受付番号 10 位 置 等：説明資料 6, 18～22 ページに記載 転用事由：蓄電池システム設置用地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
21 番天根委員	受付番号 9・10 について、この転用事由は今回初めての案件なののでしょうか。また、今後 もこのような申請が出る可能性があるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	今回初めての案件になります。今後、同様の申請がされる可能性もあると考えます。
8 番寺西委員	蓄電池設備と太陽光発電設備の違いは何でしょうか。
事務局員 (本庁)	蓄電池設備は、電柱を介して普段の生活で流れる電気で、余剰分の電気を蓄積させる設備 で、一定の量が溜まったら売電等で活用し、電気量が少なくなればまた溜めるといった仕 組みです。対して太陽光発電設備は、日光をエネルギーとして電気を製造する設備で、売 電を行う仕組みとなっております。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 7 から 10 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 7 から 10 の 4 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 12 から 15 の 4 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 12 位 置 等：説明資料 6, 23 ページに記載 潰廃事由：ため池に水が溜まらなくなり、平成 3 年頃から耕作が難しい状態が長年続き、原野となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 13 位 置 等：説明資料 6, 23 ページに記載 潰廃事由：申請者が土地を相続した後、申請地の登記が田であったことが判明した。昭和 44 年以前から宅地となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は建物があり宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号 14 位 置 等：説明資料 25, 26 ページに記載 潰廃事由：亡くなった父が畜産業をしていたが、20 年ほど前に廃業となり、現在駐車場として使用されており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は駐車場で雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (比和出張所)	受付番号 15 位 置 等：説明資料 25, 27 ページに記載 潰廃事由：申請地は平成 16 年頃に耕作放棄の状態となって雑種地となっており、このたび 地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として ての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 12 から 15 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 12 から 15 の 4 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法 第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、営農型太陽光発電の事業計画変更承認申請とそれに伴う農地法第 3 条の規定に よる許可申請について説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
8 番寺西委員	営農計画書で事業の開始が 4 年目からとなっているのはなぜですか。
事務局員 (本庁)	今回の議案の事業は、令和 3 年に許可・開始されており、期間中の事業計画変更というこ とになりますので、事業開始 4 年目からの計画を示した形となっております。

3 番木村委員	今回の営農型太陽光発電の事業は、今後の農業のあり方にも関わってくるので、事業実施のデータをしっかりとっていただくようお願いしたいと思います。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「営農型太陽光発電の事業計画変更申請とそれに伴う農地法第 3 条の規定による許可申請について」提案のとおり承認並びに許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、承認並びに許可されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「農地法等に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、農地法等に基づく処分に係る審査基準等の一部改正の内容について説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
7 番須應委員	改正された審査基準で、「過去に農地法に違反していないかどうかを確認する」という旨の記載がありましたが、違反と判断する基準は具体的にどのような場合を指すのでしょうか。
事務局長	例を挙げますと、農地法第 4 条・ 5 条の転用事由については、無断で農地を別の土地に変更する行為、いわゆる無断転用が違反と判断されます。 3 条等その他の農地法の事項についても違反をしていないか確認するよう審査基準に記載がされていますが、具体的な判断基準については今一度確認し、改めてお伝えできればと思います。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。議案第 6 号「農地法等に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、承認されました。
事務局員 (本庁)	続きまして、議案第 7 号「農業委員会委員の辞任の同意について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。 失礼いたします。議案第 7 号「庄原市農業委員会委員の辞任の同意について」説明します。 令和 7 年 5 月 27 日付で、佐々木英明委員から庄原市長に 6 月 10 日付で委員を辞任したい旨の届が提出されました。 委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項におきまして「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されています。 このたび、令和 7 年 5 月 29 日付で庄原市長から農業委員会へ、佐々木委員の辞任について諮問がありましたので、本日、追加議案としてお諮りするものです。 今後の手続きとしましては、本日、農業委員会の同意が得られましたら庄原市長にその旨を議事録を添えて会長から答申し、市長部局での辞任同意の手続きに入り、決裁日をもって辞任となります。 以上、説明を終わります。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決の前に「農業委員会等に関する法律」により、議事参与の制限を受けることとなる 23 番佐々木委員のご退席をお願いいたします。 (退席を確認)
議長	それでは採決に移ります。議案第 7 号「庄原市農業委員会委員の辞任の同意について」承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、承認することに決定されました。 本件につきましては、農業委員会として同意する旨を市長に対して答申することといたします。それでは佐々木委員、お戻りください。 (着席を確認)
議長	ここで佐々木委員より一言述べたい旨の申出がありましたので、佐々木委員、お願いいたします。
23 番佐々木委員	失礼します。この度は、私の一身上の都合により委員を辞任させていただくこととなりました。委員の皆さまには、これまで活動を共にしたことへの感謝と、これからのご活躍をお祈り申し上げます。今までありがとうございました。
議長	佐々木委員、ありがとうございました。
議長	続きまして、議案第 8 号「農業委員の補充要望について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼します。議案第 8 号「農業委員会委員の補充要望について」説明します。 別紙の議案第 8 号をご覧ください。 この議案は、農業委員会委員が定数を満たさない状況であり業務に支障が生じると考えられるので補充要望書の提出を行うことに意見を求めるものです。 農業委員会の昨今の状況であります、令和 7 年 6 月現在、農業委員の定員 24 名に対し、1 名減の状態であり、さらに佐々木委員が辞任願を提出され 2 名減となります。 この欠員により、農業委員会業務や地域の皆様への影響があると考えられます。農業委員会の任命に関しては市長部局の対応となるため、庄原市に対して 2 名の新たな委員を速やかに補充していただきたい旨の要望書の提出を行おうとするものです。 提案理由としては、農業委員会の総意として、補充要望をし、速やかな委員の補充を市へお願いする。主旨の者です。以上、説明を終わります。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。議案第8号「農業委員の補充要望について」要望を行うことに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、要望を行うことと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
議長	(その他事項について資料にて説明)
議長	○会長報告
議長	○報告事項
事務局員 (本庁)	・庄原市健康づくり推進計画策定推進検討会委員：天根委員就任 ・拡大役員会
事務局員 (本庁)	○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。
議長	(なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第3回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時20分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年6月5日

議長
(道下 和子) _____

8番委員
(寺西 玉実) _____

9番委員
(森 兼 貢) _____